

8 助成の可否決定

提出された申請書及び関係書類のほか、対象となる方及び家屋の調査等を行い、助成決定・却下通知書を通知します。

※建築確認申請が必要な工事の場合、助成の決定通知書が通知されたら、確認済証を区役所(地区健康福祉ステーション)へ提出してください。提出がなく、工事着工された場合は助成の対象外となる場合があります。

9 完成届及び助成費の交付

工事完了後、下記の①～④の書類を速やかに区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションに提出してください。その後、決定した助成金を対象者等の銀行口座に振り込みます。

- ① 高齢者住宅改造工事完成届
- ② 工事施行者の請求書の写し
(請求書の工事内訳は、原則として工事箇所・内容・規模を記載し、材料費、施工費(人件費等)、諸経費等の詳細を区分したものとします)
- ③ 完成後の状況を明らかにする写真(撮影日付の入っているもの)
- ④ その他必要と認められた書類(例:建築確認申請が必要な工事では検査済証)

10 助成までの流れ



高齢者住宅改造費助成事業について



申請窓口・問合せ先

区役所・地区健康福祉ステーション	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
大師地区健康福祉ステーション高齢・障害担当	川崎区東門前2-1-1	271-0157
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区鋼管通2-3-7	322-1986
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

1 川崎市高齢者住宅改造費助成事業とは

身体機能の低下により、支援・介護等を必要とする高齢者の方が、住宅の改造を行うことにより、在宅で安全な生活が続けられるよう支援するとともに、介護者の身体的負担を軽減することを目的として、改造費用の一部を助成するものです。

2 対象者

川崎市内に居住する65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要介護認定が「要支援1、2又は要介護1～5」と認定され、住宅改造が必要と認められた方。

川崎市在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業による給付を受けられた方はこの事業の助成を受けられません。

※ サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、この事業を利用することはできません。

3 対象となる工事

対象者の日常生活動作能力(※)を補うためのものであり、介護に係る作業労力を軽減するものです。浴室、トイレ、洗面所、居室、玄関、台所、廊下、階段等の必要最小限の工事が対象となります。申請にあたっては必ず事前の相談を必要とします。

また、改造内容が建築基準法等の法令に適合していることが必要です。

※基本的な日常生活である移動・食事・排泄・入浴等に関連する動作を指すもの

★工事例（対象者や家屋の状態、工事内容により助成対象とならない場合もあります）

- ① 形状変更を必要とされる浴槽の取替え工事（跨ぎ高さのみの変更は対象外）
- ② 上肢機能の低下に伴う、トイレウォシュレットの設置工事
- ③ 階段昇降機の取り付け工事
- ④ 操作の容易な水栓器具（シングルルレバー）への取替え
- ⑤ 車イス使用に伴う、高さに合った洗面台・台所工事
- ⑥ 介護保険の住宅改修のトイレ工事に伴う水洗化工事

ユニットバスの工事は、対象工事と対象外工事が混在しているため評価基準額を設けています。全ての工事箇所が対象となるわけではありません。

4 対象とならない工事

- ① 介護保険制度の住宅改修対象工事（※参考）
- ② 新築・増築に係る工事（居室、浴室、トイレ等を新設する工事を含む）
- ③ 介護保険制度の福祉用具貸与において日常生活が続けられる工事
- ④ 単に家屋の老朽化・故障に伴う工事
- ⑤ 借家等における共用部分の工事
- ⑥ 事業目的に合わない工事及び本来の目的と比較して必要以上に付加機能、調度品が含まれたもので高額である工事

※参考：介護保険住宅改修対象工事

手すりの取付け、段差の解消、すべりの防止、引き戸等への扉の取替え、移動の円滑化等のための床または通路の変更、和式から洋式便器等への便器の切り替え（上記に付帯する必要な工事等）

5 助成額（助成の対象と認められる工事箇所・内容及びその他付帯工事の金額）

次の助成額の算出方法により助成額が決まります。

また、助成率は、助成基準表のとおり対象者本人やその世帯の市民税や所得等の状況に応じて異なります。なお、工事の対象となる助成額の上限は100万円です。

助成額の算出方法：助成額（※1）＝基本額（※2）×助成率

（※1）助成額は1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げます。

（※2）基本額は実工事額から対象外工事額を差し引いた金額です。基本額と上額の100万円と比較して少ない額になります。

6 助成基準表

階層	対象者本人の階層区分	助成率
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律による生活支援給付を受けている者及びその配偶者	100%
2	川崎市在宅福祉サービス利用者負担額減額事業実施要綱に基づく確認証の交付を受けた者	95%
3	市民税世帯非課税（上記1・2を除く）	90%
4	市民税本人非課税（上記1・2・3を除く）	75%
5	市民税課税（合計所得金額200万円未満）	3分の2
6	市民税課税（合計所得金額200万以上350万円未満）	50%
7	市民税課税（合計所得金額350万円以上）	0%

課税証明書は、前年の所得に基づくものとし、それによりがたい場合は前々年の所得に基づくものとします。

7 申請の窓口

お住まいの地域の区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーションに申請書及び次の書類を提出し、決定を受けた後に工事着手ができます。また、決定後に工事内容を変更する場合は、変更申請を行い、承認を受ける必要があります。決定を受ける前に工事着手をされた場合や工事着手後に申請された場合は、助成を受けることができません。

- ① 工事計画書
- ② 工事見積書の写し
(工事内訳は、原則として、工事箇所・内容・規模を記載し材料費、施工費、諸経費等の詳細を区分したものとします。また介護保険の住宅改修と併用の場合は介護保険住宅改修分、高齢者住宅改造分(本事業)、その他(対象外)等分けてください。)
- ③ 改造前の写真(撮影日付の入っているもの)
- ④ 家屋所有者の承諾書（必要な場合）
- ⑤ 工事対象商品のカタログの写し

※ 年度中に転入された方など、本市に参照可能な税情報がない方については、上記書類とは別に、世帯の課税状況がわかる書類(課税証明書等)を御提出いただく場合があります。